

正副議長選挙の臨時議会開く

5月22日に臨時議会が開かれ、正副議長
の選挙が行われました。正副議長の法律上の
任期は4年ですが、上越市議会では2年で辞
職し、改選することになっていきます。
結果は、左表の通りでした。

はじめての立候補制

今回の正副議長選挙にあたって、わが党な
どいくつかの会派が共同
して主張した結果、「立候
補制」が導入され、本会議
で「所信表明」が行われる
ことになりました。今まで
ですと、誰が手を挙げてい
るのかも判らないまま、本
会議で投票するというこ
とでした。それが「所信表
明」を行うことになったの
ですから、画期的なこと
です。しかし、この所信表明
演説は、残念ながらJCV

正副議長選挙の結果

議長選挙		副議長選挙	
山岸行則	26票	古沢 弘	35票
早津輝雄	22票	白票	13票

では放映されませんでした。

完敗した最大会派

この間にいろんなことがありました。

市長と党で最大会派の政和クラブ(21人)

は、二人が名乗りを上げ、現議長を支持する
ものもあり三つ巴の調整を行ったといえます。

議長選挙そのものに立候補制を導入すること
にギリギリまで反対していながら、会派ない
の調整を投票で行ったというのですから、不
思議な、解らない会派です。副議長候補を擁
立せず(できず)、まさに完敗です。

わが党を除く5会派は、「統一候補」を擁立
しました。わが党は立候補締め切りの当日、
「統一候補」との間で「申し合わせ」を文書で取
り交わして支持することにしました。

19日の締め切りで立候補者が確定したわ
けですが、それから臨時議会までの間に、政
和クは何も動かなかったようです。どうした
ら良いのか分からなかったのか、勝ち目がな
いとあきらめてしまったためか。

もう一つ不思議なことは、この事態に市長
サイドが動いた形跡が見られないことです。
次の市長選挙や議会対策を考えれば、何か動
いてくるのではないかと思っていたのですが、
政和クでは役に立たないと思ったのでしょ
うか。

引き続き議会改革を

議会改革の一步が動き出しました。議人会
事で残された重要課題は、正副委員長を選任
の仕方です。今は、会派ごとに枠を割り振つ
て、人選は会派任せになっています。ふたを
開けてみて、「えっ」ということが良くありま
す。これも枠の割り振りをやめ、選任された
委員の中で誰がふさわしいかで決める、本当
の意味での「委員の互選」にすべきです。

常任委員会と特別委
員会の正副委員長も改
選されました。私は、「新
幹線・交通対策特別委
員会」の副委員長に選
任されました。

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

市政レポート

2006年5月28日 105
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

無理解による地域事業費の混乱

5月18日に開かれた文教経済常任委員協議会で、名立総合文化施設の事業費をめぐって、地域事業費の問題が論議になりました。しかしその内容は、地域事業費の枠組み・仕組みの無理解による質問と、やはり無理解による答弁で混乱したものでした。

事業費総額と地域事業費

この発端は、「名立区の地域事業費は5億200万円しかないのに、総事業費5億5千万円の名立総合文化施設予算はおかしい」という質問でした。

合併協議で定められた地域事業費の枠組み・仕組みは、下の図の通りです。すなわち事業費内の「市債＋一般財源」が地域事業費です。ですから、この質問自体がおかしいのです。

ところが、特定財源の3億3千万円を「地域事業費です」と的外れの答弁をしたものですから、混乱に拍車がかかってしまいました。

合併協議会の事務局にいた野澤企画・地域

地域事業費の枠組み

事業A	国・県補助金		
	特定財源		
	市債	}	地域事業費 A
	一般財源		
事業B	国・県補助金		
	特定財源		
	市債	}	地域事業費 B
	一般財源		
----- ----- -----			
これらの合計が、この区の地域事業費			

地域事業費の事業と 総枠は決まっている

どの事業を地域事業とするかは、合併前に各市町村で出し合い、エントリーされていま

振興部長が呼ばれて答弁しましたが、この枠組み・仕組みを理解できない人が多かったようです。

す。エントリーされた事業以外は、地域事業として執行できません。各区の地域事業費の総枠も合併協議で決められています。

地域協議会が 地域事業を決める

地域事業を進めるにあたっては、地域協議会の意見を聞くことになっています。

板倉区の統合保育園は、予定していた国の補助金が大幅に削られました。その結果、「他の地域事業を取りやめてでも保育園をつくるか」が問われました。「保育園を」と決めたのは、地域協議会です。

ある事業の地域事業費が、予定額と大幅に違ってきた場合には、当然、地域協議会で協議することになります。

「地域事業の全体計画を」という意見があります。これまでの経過からすれば、合併後10年間にどの地域事業をどの順序で行うかを決めるのは、各区の総合事務所と地域協議会だということになり、財政との兼ね合いや全体バランスなどの調整をするのが市の仕事ということになります。